

## 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免について

### 1 経緯

国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）において、感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険等の保険料の免除等を行うとされた。

当該決定を受け、厚生労働省より財政支援の対象となる保険料の減免の取扱い等について通知（令和2年4月8日付け事務連絡）があり、本区においても当該通知に基づく減免を行うものである。

### 2 国民健康保険料減免の概要

#### (1) 減免の対象となる世帯及び減免額

保険料の減免額は、次の①又は②のいずれかに該当するに至った世帯につき、それぞれの基準により算定した額とする。

なお、いずれの基準にも該当する場合は、減免額の大きいものを適用する。

減免の対象となる世帯	保険料減免額
① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯	全部
② 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者の事業収入等 <sup>1</sup> の減少が見込まれ、次のアからウまでの全てに該当する世帯 ア 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額 <sup>2</sup> が前年の当該事業収入等の額の 3/10 以上であること イ 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額 <sup>3</sup> が 1,000 万円以下であること ウ 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下であること	対象保険料額 【表 1】 × 減額又は免除の割合 【表 2】

<sup>1</sup> 事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入

<sup>2</sup> 保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額

<sup>3</sup> 地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。）の合計額

【表1】

対象保険料額 = $A \times B / C$
A：当該世帯の被保険者全員について算定した保険料額
B：世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額 (減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)
C：被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

【表2】

前年の合計所得金額	減免又は免除の割合
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1000万円以下であるとき	10分の2

(2) 減免の対象となる保険料

令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの。

3 財政支援

国民健康保険災害等臨時特例補助金及び特別調整交付金により、国が支給額を補填することを予定している。

4 その他

東京都後期高齢者医療広域連合においても、同様の保険料の免除等を予定している。